



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 信 一 郎
コ ー ド 番 号 9 2 0 2 東 証 ・ 大 証 各 1 部
問 合 せ 先 総 務 部 長 今 西 一 之
T E L : 0 3 - 6 7 3 5 - 1 0 0 1

**持株会社制移行に伴う会社分割並びに定款変更
(商号および事業目的の変更) に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 17 日に公表いたしておりますとおり、平成 25 年 4 月 1 日をもって持株会社制に移行するための検討を行って参りましたが、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社が営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除きます。以下、「本件事業」といいます。）を会社分割により当社の 100%子会社である ANAホールディングス株式会社（平成 25 年 4 月 1 日付で「全日本空輸株式会社」に商号変更予定。以下、「承継会社」といいます。）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます。）。本件吸収分割の効力発生日は、平成 25 年 4 月 1 日を予定しております。

本件吸収分割並びに定款変更（商号および事業目的の変更）については、平成 24 年 6 月 19 日開催予定の第 67 回定時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび必要に応じ所管官公庁の許可等が得られることが前提条件となります。

本件吸収分割後の当社は、平成 25 年 4 月 1 日付で、ANAホールディングス株式会社に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

なお、本件吸収分割は当社の 100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容の一部を省略して開示しております。

記

I. 持株会社制移行のための会社分割

1. 本件吸収分割の背景・目的

日本の航空業界を取り巻く環境は、首都圏空港容量の拡大や航空自由化の更なる進展、LCC の相次ぐ就航等、大きな転換期を迎えております。今後、既存の日系キャリアはもとより、アジア・欧米のメガキャリアやLCC、さらに新幹線など他交通機関も含む競争の激化が予想されております。このような環境変化にスピーディーに対応し、先般策定した「2012-13 年度ANAグルー

「グループ経営戦略」で掲げた「大競争時代を勝ち抜き、常にお客様に選ばれ続けるエアライングループである」ために、また、既存のANAブランドとLCCブランドとの「マルチブランド戦略」に対応する最適な組織体制として、グループ経営の強化および各事業会社の自律的経営による効率経営の実現を目的として、当社は本件事業を承継会社へ吸収分割し、持株会社制へ移行することといたしました。

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日（当社および承継会社）	平成 24 年 5 月 15 日
吸収分割契約締結日	平成 24 年 5 月 15 日
吸収分割承認株主総会（当社および承継会社）	平成 24 年 6 月 19 日（予定）
吸収分割効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（予定）

※本件吸収分割は、関係官庁の承認を前提としています。

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の 100%子会社であるANAホールディングス株式会社を承継会社とするいわゆる物的吸収分割です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は普通株式 1,000 株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

(4) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により減少する資本金等

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は、効力発生日において当社に属する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（航空機、航空機予備部品および航空機燃料に係るものその他の平成 24 年 5 月 15 日付で締結した吸収分割契約に別段の定めがあるものを除きます。）を承継します。なお、承継会社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受けの方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社および承継会社の債務の履行の見込みについては、問題無いと判断いたします。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	承継会社 (平成 24 年 5 月 15 日現在)
(1) 商 号	全日本空輸株式会社※1	ANAホールディングス株式会社※2
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊東 信一郎	代表取締役 坂爪 浩
(4) 事 業 内 容	定期航空運送事業等	本件吸収分割前は 事業を行っておりません
(5) 資 本 金	231,381 百万円	10 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 27 年 12 月 27 日	平成 24 年 4 月 2 日
(7) 発 行 済 株 式 数	2,524,959,257 株	1,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	名古屋鉄道(株) 2.85% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 2.25% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 1.65% 東京海上日動火災保険(株) 1.60% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS 1.26%	全日本空輸(株) 100%
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績		
	平成 24 年 3 月 期 (個別)	平成 24 年 3 月 期
純 資 産	515,207 百万円	平成 24 年 4 月 2 日設立のため、開 示該当事項はありません
総 資 産	1,925,687 百万円	
1 株 当 たり 純 資 産	204.72 円	
売 上 高	1,233,839 百万円	
営 業 利 益	88,693 百万円	
経 常 利 益	60,617 百万円	
当 期 純 利 益	26,795 百万円	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	10.66 円	

※1 平成 25 年 4 月 1 日付で「ANAホールディングス株式会社」に商号変更予定。

※2 平成 25 年 4 月 1 日付で「全日本空輸株式会社」に商号変更予定。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

本件事業（定期航空運送事業等）

(2) 分割する部門の経営成績（平成24年3月期）

	分割対象事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率(a/b)
売上高	12,064 億円	12,334 億円	97.8%

(注) 当社と当社の完全子会社であるエア・ニッポン株式会社は、平成23年11月25日に締結した合併契約書に基づき、平成24年4月1日付けで合併しております。このため、分割対象事業実績 (a) および当社単体の実績 (b) は、当該合併を勘案した平成24年3月期の見込み数値です。

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（平成24年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	1,603 億円	流動負債	1,879 億円
固定資産	1,534 億円	固定負債	1,133 億円
合計	3,137 億円	合計	3,012 億円

(注) 当社と当社の完全子会社であるエア・ニッポン株式会社は、平成23年11月25日に締結した合併契約書に基づき、平成24年4月1日付けで合併しております。このため、分割する資産、負債については、当該合併を勘案した平成24年3月31日現在の見込み数値です。上記金額に本件吸収分割期日までの増減を調整した上で確定いたします。

5. 本件吸収分割後の当社の状況（平成25年4月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	ANAホールディングス株式会社 ※平成25年4月1日付で、現在の「全日本空輸株式会社」から「ANAホールディングス株式会社」に商号変更予定
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊東 信一郎
(4) 事業内容	グループ経営に関する事業等
(5) 資本金	231,381 百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	全日本空輸株式会社 ※平成 25 年 4 月 1 日付で、現在の「ANAホールディングス株式会社」から「全日本空輸株式会社」に商号変更予定
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	定期航空運送事業等
(5) 資本金	10,000 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日

7. 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本件吸収分割により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入、航空機リース料および燃油販売収入等を、費用は持株会社としての運営経費および航空機・燃油関連の費用等が主体となることを予定しております。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社制への移行に伴い、当社の商号を「ANAホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本件吸収分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日（平成 25 年 4 月 1 日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第 1 条（商号） 本会社は <u>全日本空輸株式会社</u> と称する。 英文では <u>ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.</u> とする。	第 1 条（商号） 本会社は <u>ANAホールディングス株式会社</u> と称する。 英文では <u>ANA HOLDINGS INC.</u> とする。
第 2 条（目的） 本会社は <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。	第 2 条（目的） 本会社は次の各号に <u>掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事</u>

<p>1. 定期航空運送事業</p> <p>2. 不定期航空運送事業及び航空機使用事業</p> <p>3. 航空機及びその附属品の売買、整備並びに賃貸業</p> <p>4. 航空運送事業に関する旅客の搭乗受付、手荷物の搭載等の地上支援業務</p> <p>5. 航空事業従事者の養成訓練事業</p> <p>6. 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業</p> <p>7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>8. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>9. 煙草、郵便切手及び収入印紙の売さばき</p> <p>10. 不動産の売買、賃貸及び管理業</p> <p>11. 観光事業及び旅行業</p> <p>12. ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設の経営</p> <p>13. 倉庫業及び通関業</p> <p>14. 能力開発のための教育事業</p> <p>15. 印刷出版業、広告業及び催事の企画運営</p> <p>16. 一般及び特定労働者派遣事業</p> <p>17. 情報通信・情報処理・情報提供サービス業及びコンピューターソフトウェアの開発、賃貸、販売</p> <p>18. 石油製品、飲食料品、酒類及び日用品雑貨の販売業</p> <p>19. 金銭の貸付、債務の保証及び有価証券の売買</p> <p>20. 前各号に附帯関連する事業</p> <p>第3条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p> <p>4.</p> <p>5.</p> <p>6.</p> <p>7.</p> <p>8.</p> <p>9.</p> <p>10.</p> <p>11.</p> <p>12.</p> <p>13.</p> <p>14.</p> <p>15.</p> <p>16.</p> <p>17.</p> <p>18.</p> <p>19.</p> <p>20.</p> <p>② <u>本会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第40条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 19 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日 (予定)

以 上